

八代市立鏡中学校

「いじめ防止基本方針」

【目次】

1	本校のいじめ防止基本方針について	1
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
	(1) いじめのとらえ方	1
	(2) いじめの未然防止について	2
	(3) いじめの早期発見について	3
	(4) いじめへの対処について	3
	(5) 家庭や地域住民との連携について	3
	(6) 生徒会との連携について	4
	(7) 関係機関との連携について	4
3	本校におけるいじめの防止等のための取組	4
	(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織	4
	(2) いじめの未然防止のための取組	6
	(3) いじめの早期発見のための取組	9
	(4) 学校におけるいじめへの対処	10
	(5) いじめへの対処の流れ	14
	(6) いじめの防止等への取組の評価	15
4	重大事態への対処	15
	(1) 重大事態の意味	15
	(2) 重大事態の報告及び調査主体	15
	(3) 調査主体が学校の場合	16
5	基本方針の見直し及び公表	22

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立鏡中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめは、どの子どもにも起こりうるという認識をもち、いじめの早期発見やいじめが発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であるということはあるが、根本的ないじめ問題の克服のためには、未然防止の取組を充実させていくことが大切であり、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

本校におけるいじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）に基づくいじめ防止等の対策は、いじめの早期発見や対応等の取組にとどまらず、学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動や体験活動等を推進することにより、すべての生徒に道徳性や社会性等の豊かな心を育むとともに、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを目指して進めていく。

これらの対策を進めるに当たっては、家庭や地域、関係機関との密接な連携を図るとともに、学校の全職員がチームとして組織的、計画的に進めていくこととする。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。

なお、「いじめ」にあたるか否かの判断においては、次の点に留意する。

- ・ いじめられた生徒の立場に立って見極めること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策本部」へ情報提供しなければならない。具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
 - (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - (オ) 金品をたかられる。
 - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(2) いじめの未然防止について

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校・学級生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校・学級づくりを進めていくことから始まる。「ネット世代」と呼ばれる生徒たちにとって、コミュニケーショントラブルや人権問題など、いじめにつながる厳しい社会的環境があるが、だからこそ、「居場所づくり」や「絆づくり」及び「自己有用感」をキーワードに学校・学年・学級づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係や学校・学級風土を生徒自らがつくりだしていくことが、未然防止の第一歩である。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

教職員の言動で、生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめの助長につながる可能性があるということを認識し、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めていく。特に、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えるなど、一歩踏み込んだ対応をしていく。

本校においては、月1回のアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりに努めていく。

(4) いじめへの対応について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、組織的に対応を行う。そのために、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深めておくとともに、学校において組織的に対応できる体制整備に努めていく。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関と連携して対応していく。そして、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻したことを判断したうえで、いじめの解決とする。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域とが連携し、学びと育ちの土台を育む必要がある。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないようにする。

(6) 生徒会との連携について

生徒一人一人が、安心して楽しい学校生活をおくるために、日々の生徒会活動を充実させ未然防止に努めるとともに、生徒自身がいじめ問題について主体的に考え、いじめをなくしていく態度を養うため、次の取組を支援していく。

- ①生徒会執行部及び人権委員会を中心に、いじめ防止等に関する活動を行う。
- ②生徒会及び学級会による、いじめ根絶に向けての「話し合い活動」及びシンポジウムを実施する。
- ③生徒会による「いじめを許さない宣言文」を作成し、啓発活動を行う。
- ④生徒会による八代子ども人権フェスティバルへ参加し、全校生徒に報告する。
- ⑤生徒会（整美委員会を中心として）による「縦わり無言清掃」を実施し、異年齢での活動を行う。

(7) 関係機関との連携について

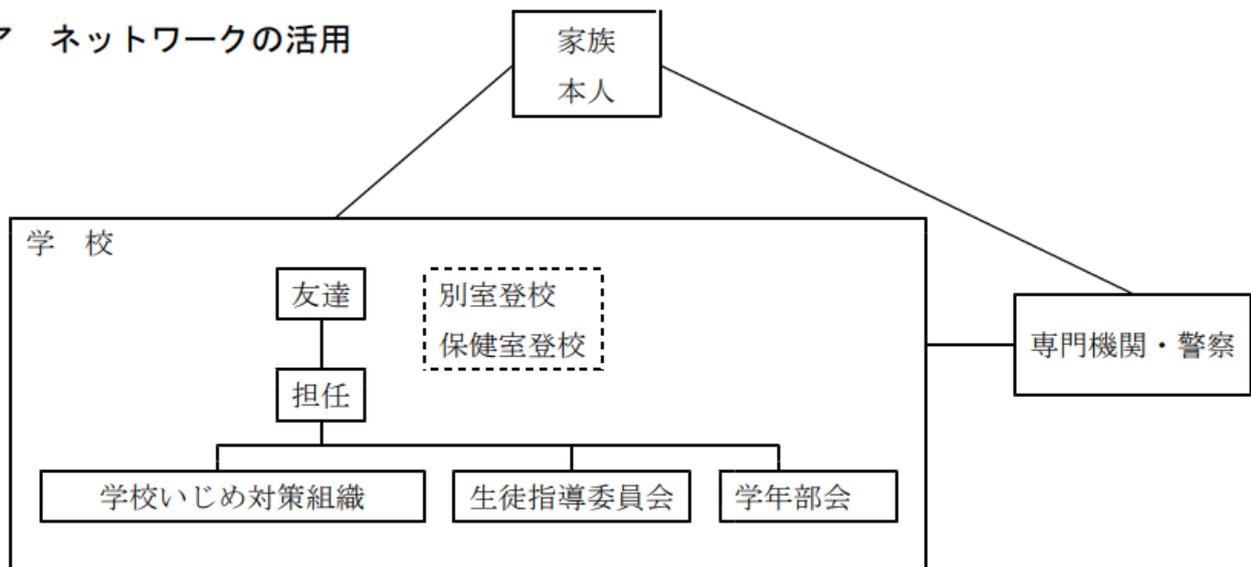
警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関との情報交換や連絡会議の開催を行うなど、情報共有体制の構築に努める。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意思を十分踏まえながら、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を行う。

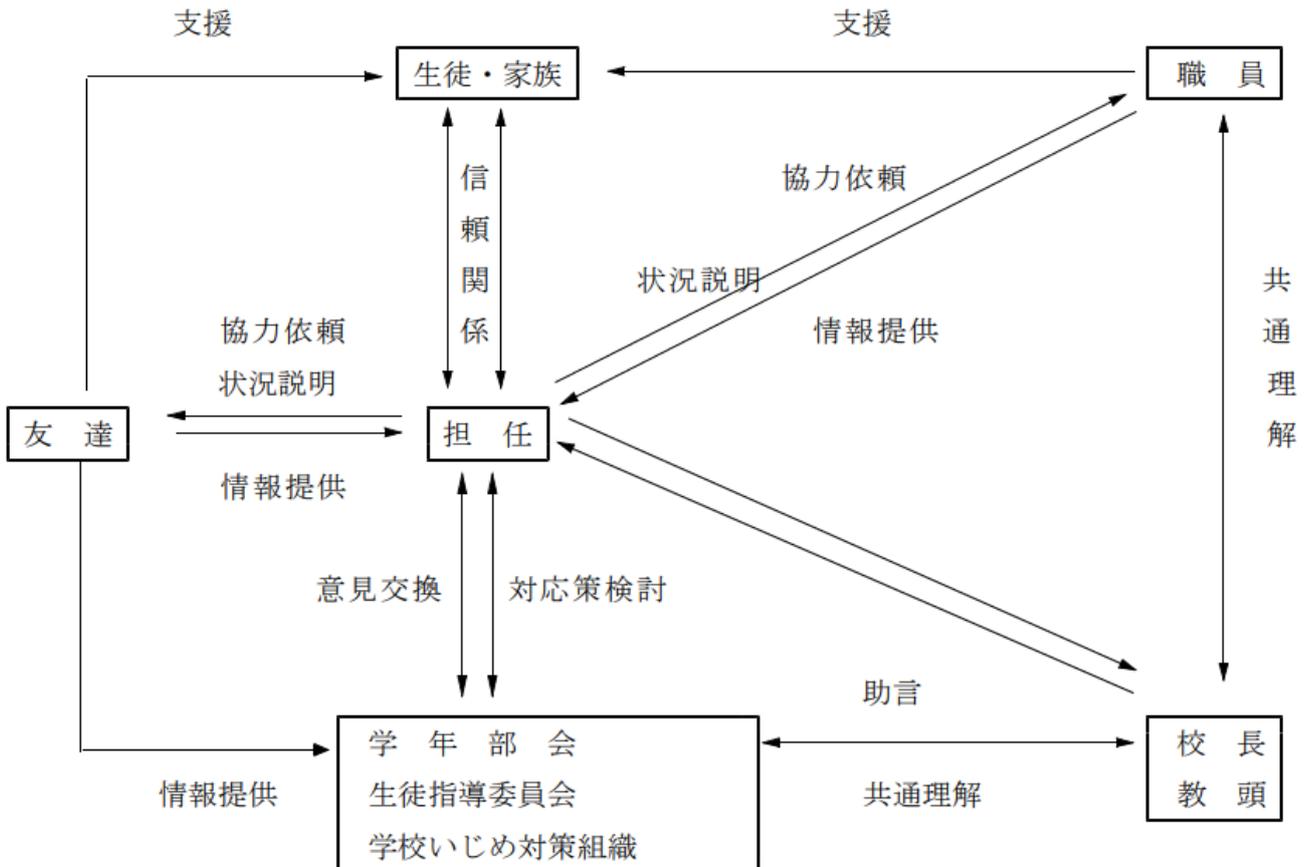
3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア ネットワークの活用



イ 校内ネットワーク（担任を中心としたネットワークの例）



◎保護者支援のポイント

- ・ 保護者の気持ちをくみ取りながら話を聞き、家族支援の態度が必要である。

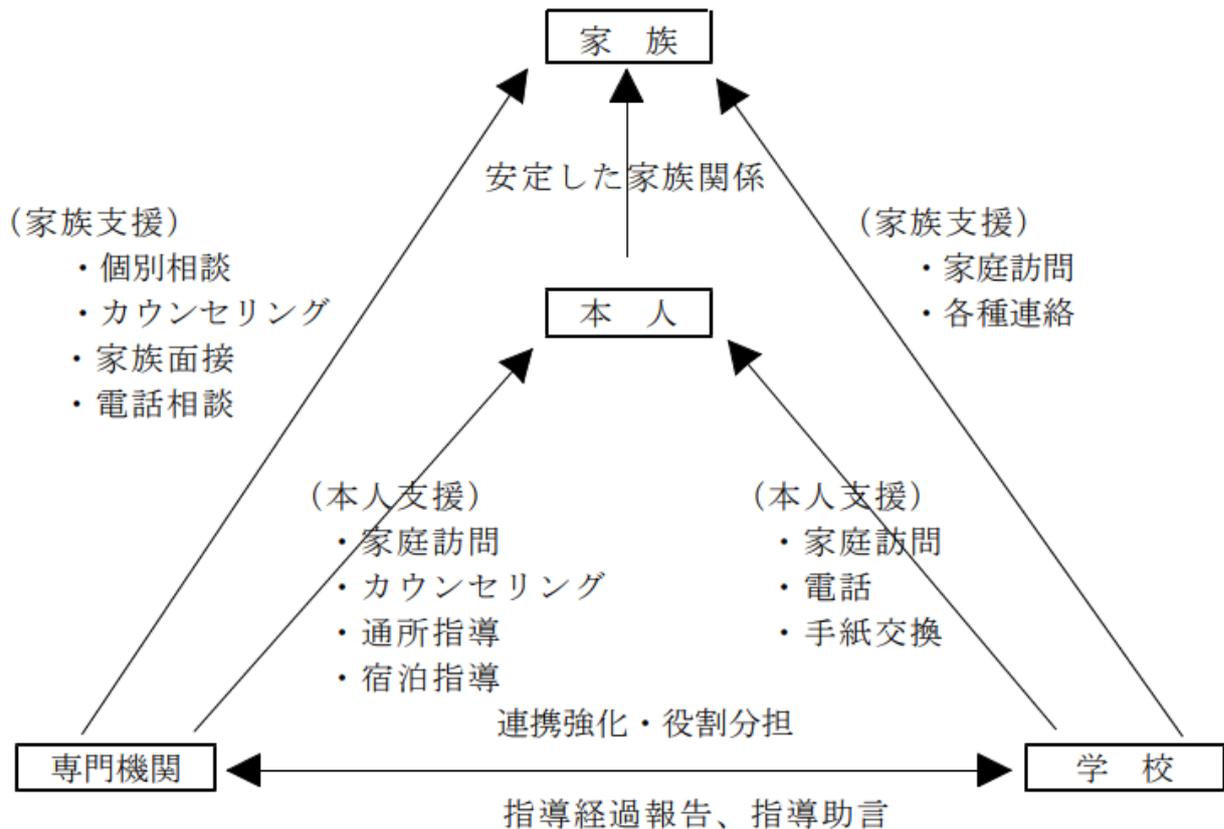
◎生徒支援のポイント

- ・ 一人一人の状況をできるだけ細かに把握し、その状況に応じて対応する。その中で、子どもへの理解が深まり、次の手だてが見えてくる。

◎友達のネットワーク

- ・ 友達とのかかわりを大切にする。
- ・ 気の安まるような友達と一緒に寄り添ってもらう。
- ・ 自分から友達とかかわることの苦手な子ども達が、ひとりぼっちにならないように配慮する。

ウ 校外ネットワーク（本人や家族を支援するネットワークの例）



◎専門機関との相談

- ・ 指導や援助を依頼する場合、担任も保護者と一緒にでかける。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等にすべてを任せず、学年・学校や担任も役割を分担しながら連携する。

※情緒が安定し活動への意欲が見えてきたら、次のような変容が期待できる。

- ・ 友達とかかわることで、孤立した状態から解放され安心感が生まれる。
- ・ 友達に受け入れられることで、活動への意欲が出てくる。
- ・ 友達と学習や活動をすることで、自主性や協調性を高め、生活への自信を深めることができる。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- ・ 校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、すべての生徒に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めていく。日常的・継続的に進めていくことで、「いじめは絶対に許されない」との認識を学校全体に醸成していく。そのためにも教職員は生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。
- ・ わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりなどの授業改善を、校内研修を中心に日常的に進める。

- ・ 授業を担当するすべての職員が公開授業を行い、教科の観点からのみならず生徒指導の観点から互いの授業を参観し合う機会を設定する。
- ※ 生徒指導の観点とは、チャイム前着席の習慣化、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導、学び合い・認め合う授業づくり、教師の授業に臨む姿勢や言葉遣いなどである。
- ・ 社会体験や地域住民等との交流、異学年や異校種の生徒との交流などを年間計画に位置付け、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり合いながら絆づくりを進め「他人の役に立っている」「他人から認められている」といった自己有用感を獲得しながら、良好な人間関係づくりや集団づくりを行い、社会性を育成する。

イ 情報通信機器の適切な使用方法

生徒の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。

ウ 道徳教育及びストレスに適切に対処できる教育の充実

- ・ 「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心や情報モラル」「命を大切に作る心」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ・ 道徳の時間において、いじめ問題に関する指導を年間計画に位置付け、人間関係のトラブルが起きやすい時期である4月下旬、9月上旬などにすべての学級で実施する。
- ・ 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図る。

エ 教職員の指導の充実

- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方についての研修の充実を図る。
- ・ 必要に応じて市教育委員会が派遣する学校支援員を要請し、活用する。また、「八代市学校支援委員会設置要領」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておく
- ・ 重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用するが、重大事態に限らず、入学式や保護者会等の機会を利用し、情報モラルに対する教育を充実させておく。

オ 生徒会活動の充実

- ・ 県下一斉の「心の絆を深める月間（6月）」では、その趣旨を踏まえ、本校の実態に合ったいじめ防止の取組や意識の高揚を図る生徒集会を実施する。
 - ・ 生徒自身がいじめ問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えることができるよう次の取組を推進する。
- ① 生徒会執行部及び人権委員会を中心に、いじめ防止等に関する活動を行う。
 - ② 生徒会活動や学級活動において、いじめ根絶に向けてのシンポジウムを実施する。
 - ③ 生徒会による「いじめを許さない宣言」の呼びかけを行う。
 - ④ 生徒会の代表が八代子ども人権フェスティバルへ参加し、その内容について全校生徒へ報告する。「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等、いじめの未然防止の取組の活性化を図る。
 - ⑤ 整美委員会の計画に基づいた「縦わり無言清掃」を実施する。
 - ⑥ 平成30年7月制定の「鏡中スマホ利用3か条」を、生徒総会で毎年確認し、スマホ利用における意識を高める。
 - ⑦ 「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させる。
 - ⑧ いじめの被害生徒及び加害生徒の人権について、生徒と教職員が一緒に考える機会を設ける。

カ 小中一貫・連携教育の取組

「元気いっぱい笑顔いっぱいふるさと大好きかがみっ子」を目指す子ども像として掲げ、子どもの交流、職員の連携・交流、子どもと職員との交流等を行いながら、子どもたちに確かな学力の育成と、自尊感情、コミュニケーション能力、郷土愛等を身に付けさせ豊かな心の育成に努めていく。

- ・ 子どもの交流
小中交流（5・6年生）、小中交流（6年、生徒会）、児童会・生徒会合同リーダー研修など
- ・ 職員連携・交流
保、小、中連携・交流会鏡中校区小中連携教育における、学びづくり部会、豊かな心づくり部会、仲間づくり部会、健康づくり部会における各部の取組
- ・ 子どもと職員との交流
体験授業、入学説明会
- ・ 家庭・地域との連携
ノーメディア、早寝・早起き・朝ごはん運動を、保小中が連携して取り組み、学びと育ちの土台を築く。また、鏡町づくり協議会や校区PTAと連携し、いじめの未然防止に向けた取組を広く展開する。

キ 体験活動の充実

学校行事や異年齢集団における活動を通して、他の生徒や地域等の人々と連携・協働する取組を積極的に設定することにより、コミュニケーション能力や自尊感情、自己有用感及び自己効力感を高めるとともに、自分自身を大切に、他者を尊重し思いやる心や感謝の心を育て、いじめを許さない学校・学級づくりに向けた気運の醸成を図る。

1年・・・集団宿泊教室、地域の歴史・産業調べ

2年・・・職場体験学習、修学旅行、立志式

3年・・・高齢者宅訪問

全学年・・・縦わり無言清掃、リレーカーニバル、体育大会、文化祭

ク 校内研修の取組

学級集団や個人の特性を捉えるとともに、効果的な取組について研修する。また、生徒同士の関わりの中で、相手を傷つけたり否定したりする言い方を考えさせる「よりよいコミュニケーションの取り方」等、よりよい人間関係をつくるためのトレーニングに関する研修を行う。

ケ 生徒指導充実月間の取組

生徒指導充実月間である4月は、生徒にとって生活環境や人間関係に大きな変化が見られる時期であり、学校生活に対する不安も増大することが予想される。不安を抱える生徒を早期に発見し、生徒同士や生徒と教師との人間関係を構築し望ましい学級集団の土台づくりを行うために次の取組を行う。

- ・ 新入生についての小中情報交換会（管理職を交えて）【3月】
- ・ 新入生保護者を対象とする教育相談【3月】
- ・ 生徒の人間関係等把握のための教育相談【3月】
- ・ 生徒理解のための職員研修
- ・ 新入生歓迎会（生徒会による専門委員会紹介やレクリエーション等）
- ・ アンケートの実施及び結果に基づく教育相談

コ 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を育む指導プログラムの活用

警察や関係機関と連携をとりながらインターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。また、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- ・ 情報集約担当者は、いじめの早期発見のためのアンケート調査を毎月実施する。また、スクールカウンセラー等を活用し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。さらに、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る。

- ・ 11月に「熊本県心のアンケート」を実施し、情報集約担当者が調査結果を集約し、職員の共通理解を図る。
- ・ アンケート調査実施後、適切な時期に教育相談を実施する。特定の生徒のみならず、可能な限りすべての生徒を対象にして行うこととする。

イ 相談窓口の設定と周知

- ・ 校内における相談窓口としては、担当職員を定めず、担任はもとより、学年担当職員や養護教諭、スクールカウンセラーなど、生徒及び保護者が気軽に相談できる生徒主体の窓口を設置する。また、その旨を保護者へ周知する。
- ・ 相談を受けた職員は、相談内容を担任へ連絡する。
- ・ 担任は、管理職、生徒指導主事及び学年主任へ相談内容を報告し、関係する職員が情報を共有するとともに、正確な情報の収集と分析を行う。
- ・ 八代市教育サポートセンター子ども支援相談室等や熊本県子どもいじめ相談電話等の外部機関が設置する相談窓口については、年度当初に相談窓口一覧を保護者へ配付し周知を図る。

ウ 特別支援教育の視点から

- ・ 年度当初に、小中連絡会や家庭訪問等を通して得た情報について全職員の共有化を図るための研修を行う。
- ・ 支援を要する生徒への手だてについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による指導・助言を積極的に受け、集団づくりやいじめの早期発見に生かしていく。

エ 日々の観察

- ・ 子どもと向き合う時間を確保する。
- ・ 生徒の態度や会話、生活ノート、班ノート、学級日誌、職員からの情報提供等を通していじめのサインを発見する。
- ・ 職員の資質を高めるため、「いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任等）」や「教職員の振り返りチェックリスト（教職員用）」等を活用する。
- ・ いじめに関する本校の学校評価やいじめの実態に上がった数値の多寡のみに囚われることなく、日々の観察からも積極的にいじめを認知し、実態把握や適切に対応することに努める。

(4) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、情報集約担当者に報告する。
- ⑤ その後は、学校いじめ対策組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを校長が判断する。

【いじめであると判断された場合の対応】

いじめであると判断されたら、被害生徒のケアや加害生徒への指導など、問題が解消するまで、学校いじめ対策組織が責任をもって行う。

イ いじめられている生徒への対応

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を持たせるよう留意する。

※ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

- ② 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ 必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりするなどの措置を講じる。
- ⑤ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」の活用、指導プログラムやスクールカウンセラーの活用を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

ウ いじめている生徒への対応

- ① 学校いじめ対策組織が中心となり複数の教職員の連携により、いじめた生徒に対して、いじめをやめさせ、その再発を防止する指導を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

※ いじめた生徒への指導に対しては、生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える悩みや課題を理解するなど教育的な配慮をしながら毅然とした態度で指導する。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ② 指導後も継続して十分な注意を払い、いじめを行った生徒の状況を観察・把握し、その状況を学校いじめ対策組織で報告する。
※指導に当たっては、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全と健全な人格の発達に配慮する。
※生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。
※ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

エ 周囲の生徒への対応

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。年間計画に位置づけられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせるようにする。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問をし、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- ・ 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性や解決への見通しを伝える。
- ・ 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

カ いじめた生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問をしたり学校で面談したりするなどして直接いじめの事実について伝える。その際、校長を中心に複数の職員などで対応する。
- ・ いじめについての事実関係を、冷静に正確に客観的に伝える。
- ・ 保護者に対しても「いじめに対する正しい認識」を促す。

- ・ 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子供がいじめた」という保護者の共通理解を図る。
- ・ いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

キ 保護者全体への対応

- ・ 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- ・ 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- ・ 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

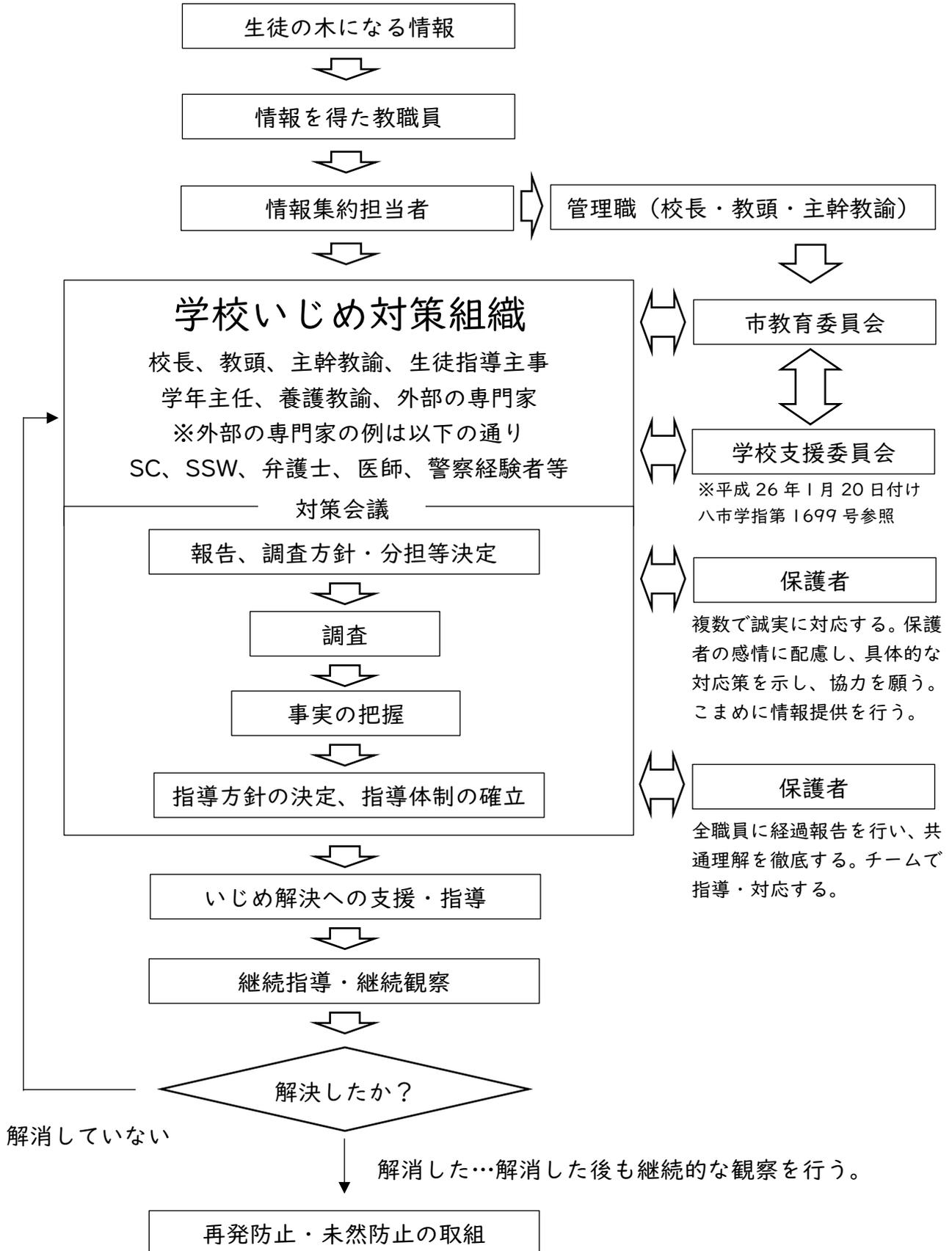
ク いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月止んでいること
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※「学校いじめ対策組織」で児童生徒の状況を総合的に検討した上で、生徒及び保護者と面談するなどして、解消とする旨の了承を得たのち、校長が判断する。

(5) いじめへの対処の流れ



(6) いじめの防止等への取組の評価

ア 学校評価

生徒、保護者、学校評議員及び教職員を対象にアンケートを実施し、いじめ問題の対応や日常の教育活動において未然防止の取組が適切に行われているかについて検証する。

イ 学校運営協議会

いじめ問題についての学校の取組について現状を報告し、委員からの提言をもとに取組の見直しを行う。

ウ 学校いじめ対策組織

〈構成員〉

学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、校長、教頭、生徒指導主事、その他（適切な専門家）

いじめの早期発見、早期解決の取組が一部の教職員に負担をかけることなく、組織的として迅速かつ効率的に機能しているかについて点検する。

エ 学校内部評価

教職員を対象に学期末にアンケートを実施し、教職員のいじめの理解やいじめ防止等の基本的な考え方及びいじめ問題の対応が適切に行われているかを検証するとともに、適時、指導・助言を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(いじめ防止対策推進法第28条より抜粋)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態を、いじめを受ける生徒の状況に着目し、以下に例示する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、30日未満でも市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合がある。)
- 生徒や保護者から申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告及び調査主体

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

市教育委員会が、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにするかを判断する。

(3) 調査主体が学校の場合

ア 学校いじめ対策組織を母体とする。

- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・客観性・合理性を確保する。
- ・ 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- ・ 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とし、公平性・中立性の確保に留意した構成組織とする。
- ・ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、本人から十分な聴き取りを行う。
- ・ 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- ・ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。また、調査を迅速かつ適切に進めるため、八代市教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を優先せず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ 事実としっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。
- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合当該生徒から十分聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する。調査による事実関係の確認とともにいじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。また、いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに着手する。調査方

法としては、質問紙調査や聴き取り調査等がある。なお、生徒が自殺に至った場合の調査は同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮する必要がある。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。
- ・その際は、関係者の個人情報に十分配慮するが、個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。
- ・得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の生徒や保護者に説明する。

エ 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

- ・学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果より、いじめられた生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら対処する。

カ 調査主体が市教育委員会の場合

- ・学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会と学校が一体となって取り組む。

5 基本方針の見直し及び公表

- ・学校のいじめ防止等の施策、重大事態への対処、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「いじめ問題対策連絡協議会」等において点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。
- ・学校は、本基本方針の策定状況について公表する。